

分類所得における包括的所得の構成

—分類基準の多様性に関する考察—

越 智 砂 織

要旨

本論文の目的は、わが国の所得税が建前上、総合所得税を採用しているにもかかわらず、実質的に分類されていることに着目し、所得が分類されてなお包括的な所得を構成するための分類基準について論じたものである。

本論文では、現行制度における所得分類の考え方、所得分類と包括的所得概念、および分類基準の多様性と各種所得の連関について述べている。現行所得分類は、通説では、所得金額の計算技術上の要請および担税力に応じた課税の実現を図るために設けられたものであると説明されている。確かに端的に取引を抽出し、異なる計算方法を与えることにより、担税力の質的差異を実現していることは評価できる。しかしながら、そもそも所得は、正確に把握されているのかという実体論の不備と分類所得税から総合所得税へつなぐ手続論の不備があると指摘した。そこで、これらの問題点を踏まえて観念できる包括的所得について岡村説を取り上げて評価し、その上で、分類された所得は、多元的な分類基準によって切り取られているのではないかと考えた。包括的所得がどのような基準に基づいて分類されているかについて検討した結果、現行の分類所得の基準は、さまざまなそれを複合的に組み合わせた多元的な分類であるとした。ただし、どのような分類基準によっても雑所得は分類できず、所得の把握に限界が生じていることを述べている。

I 序

1 問題の所在

本論文は、わが国の所得税が建前上、総合所得税を採用しているにもかかわらず、実質的に分類されていることに着目し、所得が分類されてなお包括的な所得を構成するための分類所得について論じたものである¹⁾。

現行所得税は、担税力の相違に応じた計算方法、またそれぞれの態様に適した課税方法を定めているが、異なる基準で所得を分類して、なお包括的な所得の把握を実現しなければならない。ところが、現行の所得分類は、その基準がいくつかあり、各基準によって担税力の質的差異²⁾が異なっているように思われる。つまり、必ずしも一元的な分類基準で、課税対象となる所得の源泉を区分していないのではないかとということである³⁾。

したがって、所得分類の分類方法によって、各種所得の担税力の質的差異がどの程度異なるのか、またそれが課税標準にどのように影響を及ぼすのかについて検討することが、分類所得にあって包括的所得であることを知る解決技法の手がかりとなろう。

2 現行制度と所得類型

さて、現行所得税は、昭和22年に分類所得税が廃止され、総合所得税に一本化されたが、所得をその源泉ないし性質に応じて、利子所得ないし雑所得の10種類に分類している（所得税法（以下、たんに「所法」という）23条～35条）。そして、所定の方法にしたがって各種所得の金額を算定した後（所法22条～67条2項）、退職所得および山林所得を除く各種所得を合算し、総所得金額・退職所得金額・山林所得金額の3つを所得税の課税標準としている（所法69条～71条）。これは各種所得の金額の計算において、発生源泉別の担税力の質的差異を加味しようという考慮に基づくものであって、分類所得税の特徴を端的に表している。このように、建前上、総合所得税を採用しているが、所得をその源泉ないし性質に応じて10種類に分類していることから、分類所得税の要素も残している。これは所得類型の名残り⁴⁾ではなく、所得に担税力の質的差異および源泉を考慮しない担税力の大きさを求めていることに基因する。

しかし他方で、所得税法は、原則として各種所得の金額を合算し、それに単一の税率表を適用している⁵⁾ことから、わが国の制度は基本的には総合所得税を採用している^{6,7)}といえる。すなわち、現行所得税は全額課税、全額控除を基本理念としつつ、しかしなお発生源泉ごとの担税力の質的差異を取り込むという観点⁸⁾から、所得分類を残しながら総合所得税として一律の税率を乗じている。

分類所得税のメリットは、所得の担税力の質的差異を所得計算に反映させるため、源泉別に分類することにより、別個の税率表を適用し、所得ごとに異なる税額を算出できることにある。これに対し、総合所得税のメリットは、個人の所得総額、すなわち源泉を考慮しない担税力の大きさに担税力を求めることができる。

現行の所得税が、分類所得税の要素を残しており、総合所得税、および分類所得税が併用された制度となっているのは、必ずしも総合所得税への移行途中にあるわけではなく、また制度の移行に失敗したわけでもない。現行制度において、双方のメリットから両制度を並立させることが課税公平の観点から有用であったからである⁹⁾。

確かに、わが国の所得税制度は、最終的に所得をまとめ一本の税率表を適用していることから総合所得税であるが、しかし筆者は、分類所得税が総合所得税の補完的役割を担っているとは考えないし、また双方の所得類型が対立的な関係にあるとも考えない。総合所得税および分類所得税は、その制度としくみにおいて、一見、対立的であるかのように思われるが決してそうではなく、所得税制度の構築において分類所得税と総合所得税は並立し^{10,11)}、両制度によって量と質の担税力の両側面から課税の公平を図ろうとするものである¹²⁾。このことは、個人の納税義務者の精緻な担税力を示す制度になっていると考えることができる。そして、所得類型の並立は、所得税制度において、相反する担税力を織りなす、いわば縦糸と横糸の関係をなしているといえよう。

II 所得分類と包括的所得概念

現行の所得分類は、所得の発生源泉別あるいは性質別に分類されているが、所得を分類する前に、所得を包括的に把握しなければならない¹³⁾。

包括的所得とは、包括的所得概念の考え方をベースに所得をとらえているが、しかし、未実現利得は所得が実現していないために所得を確定、測定することができない。また、帰属所得は市場を通さないために客観的な経済価値を把握することができず、このことから、観念できる包括的所得とは、未実現利得および帰属所得を除いた所得となる。

この包括的所得のベースとなる包括的所得概念の考え方と現行の所得税は、測定可能な状態にある包括的所得を発生源泉別、あるいは性質別に分類しているため、基本的に相容れない。岡村教授は、所得分類と包括的所得概念の乖離を指摘し、純所得概念¹⁴⁾を持ち出すことによって包括的所得概念から切り離し、端的に所得を把握できる概念で所得をとらえておられる。しかし、筆者は、所得を把握するとき、未実現利得および帰属所得を除外した所得を包括的所得として観念した上で、所得は測定可能な状態の所得のみを実現主義に基づいてとらえるとする。つまり、筆者の考える所得とは、第一段階として、未実現利得および帰属所得を除く観念できる包括的所得をとらえ、第二段階として、それを実現主義というフィルターを通して観念できる包括的所得として、岡村教授の説を採用しながらも、異なる所得のとらえ方を提案する。

Ⅲ 現行制度における所得分類の考え方

現行制度における所得分類は、一時的・偶発的な所得をも含めて分類¹⁵⁾していることから、分類所得を取り入れながら、しかしなお所得を総合的に把握するという考え方を包含したものであり、本来の制限的所得概念の意味はもはや失われている¹⁶⁾といえよう。

そもそも現行制度における所得分類は、歴史的な沿革上の問題¹⁷⁾、そして各種所得の所得計算と課税方法に差異を持たせるために残されたものであり、それを採用している理由は、以下の点に求めることができる¹⁸⁾。

第一は、所得金額の計算技術上の要請である。これは所得計算に差異を持たせることにより、課税標準算出段階過程における最初の計算単位を構成している。

第二は、担税力に応じた課税の実現である。所得税は、各人の担税力に応じた課税を行う上で最も合理的な租税¹⁹⁾であり、その担税力を示すものは、各人に帰属する所得の総量である。しかし個人の納税義務者の担税力は、所得の大きさだけで決まるものではなく、所得の性質によっても差があるものと考えられている²⁰⁾。それゆえに所得の性質の差異を所得分類やその所得の計算方法に織り込んで考慮しているのである。つまり、現行制度において所得分類は、担税力の質的差異を客観的に所得金額に加味し、それに応じた所得課税実現のために各種所得を発生源泉別あるいは性質別に分類している。このことは以下のようなメリットがある。

第一に、所得を発生源泉ないし性質に応じて分類した場合、個々の所得を包括的所得から取り出すことが可能となる。岡村教授は、純所得概念を用いて、包括的所得概念が貯蓄と消費という側面から所得の定義を試みているのではなく、所得の定義を発生や獲得という所得の取得の側面からとらえている。このことにより、個人の納税義務者の所得をより客観的に、かつ確実に把握することが可能となる。

第二に、発生もしくは獲得の側面から所得を把握することは、各種所得に異なる計算方法を与

えることができる。すなわち、発生もしくは獲得の段階における所得の捕捉は個人の納税義務者の入り口としての役割を果たすのみならず、所得稼得における事情背景を考慮していることから、所得計算過程にそれらを加味することが可能である。このことは、所得計算を行う入り口の段階で担税力の質的差異を、さらに各種所得に異なる計算方法を与えることにより、算出される純所得にそれを考慮することが可能となる。

以上のように、所得計算の入り口の段階で源泉に応じて所得を分類し、また所得計算の出口の段階で、各種所得の計算方法および課税方法に差異を加味して所得税額に反映させることは、理論と計算技術の両側面において有用であり、所得分類を行う価値は高いものといえよう。

しかしながら、仮に担税力の質的差異に応じて分類されたととしても、そもそも所得は発生源泉別、あるいは性質別に正確に捕捉されているのかという疑問が生じる。通説では、所得を分類する理由は、歴史的な沿革、および各種所得に担税力の質的差異を設ける必要性²¹⁾があるからだとして述べているに過ぎない。

所得が、発生源泉別あるいは性質別に差異が設けられて分類される以前に、まず所得を包括的に正確に捕捉しなければならない。それにもかかわらず、通説は、所得分類の理由づけに終始し、その前提論については論じていない。また、分類された所得を統合することは総合所得税の建前から必要であるとしているが、しかし、捕捉できる包括的所得とは何か、包括的所得のいかなる側面に担税力を求めて分類しているのか、さらには、所得の分類基準に問題はないのかということとは論じられていない。このことは、通説の欠陥といえよう²²⁾。

現行制度は、所得を稼得するに至った背景等を考慮して、担税力の質的差異を盛り込んだために、分類所得税の要素を残して所得を分類したが、しかしそれは制限的所得概念に基づく分類方法ではなく、所得はさまざまな基準をもとに組み合わせ分類された。そのため、担税力の質的差異に応じた所得課税は、分類の基準を包括的に観念できる所得のいかなる部分に求めるかによって異なる。

それは、取引を端的に取り出して、所得のどこに担税力の質的差異を求めるかによって変化するからである。岡村教授は、「様々な方法や段階があり、課税方法の差異をどのように組み合わせるか、総合課税との距離をどの程度取るかに関して、多様な選択が可能である。²³⁾」と述べておられ、純所得概念でもって、分類された所得と総合所得税の調整を図ることが可能であることを示唆しておられる。

IV 所得の分類基準についての検討

所得の分類基準は、その視点の違いから大きく4つに分けることができる。ここでは、それぞれの基準が何を重視し、そして、包括的所得において分類された各種所得の担税力の質的差異をどこに求めているかについて考察する。

1 勤労性所得・資産性所得・勤労資産結合所得

現行の所得は、その源泉が個人の勤労によって生ずるもの、資産から生ずるもの、および資産

と勤労の双方を用いて生ずるものの3種類に大別することができる。

「このうちでは資産性所得が最も担税力が大きく、勤労性所得が最も担税力が小さい。そのため、所得税法は、資産所得重課＝勤労所得軽課の考え方をとっている。しかし、資産所得および資産勤労結合所得は各種の租税特別措置によって優遇されており、また勤労所得の把握率は一般に資産所得および資産勤労結合所得よりも高いため、実際には資産所得軽課＝勤労所得重課の結果となりがちである²⁴⁾。」

この課税の差異について水野教授は、勤労性所得の担税力が低いということ、個人的事情、とりわけ不労所得よりも勤労性所得を得るために個人が受けるリスクについて述べておられる²⁵⁾。

これは所得の種類によって、所得金額は同じでも所得を稼得するまでに至った過程（所得稼得の安定性²⁶⁾、場所的制限²⁷⁾、および時間的制限²⁸⁾）等を考慮して、担税力調整の観点から分類しているため、勤労性所得は資産性所得より担税力が低いと考えられている²⁹⁾。したがって、利子所得、配当所得などの資産性所得は、給与所得である勤労性所得と比較して担税力が大きいと考え、重課であっても納税者の生活にさほど影響しないと考えられる。このような理由から、勤労性所得は、資産性所得より担税力が小さいと思われる。

この分類基準は、所得が長期的かつ安定的に得られることができる所得か否かという所得稼得の安定性に着目したものである。勤労性所得は、所得の稼得が納税義務者の人的事情により、時間的および場所的制限を余儀なくされるものである。これに対し、資産性所得は、個人の事情にかかわらず、保有する資産から定期的に所得を生み出すことが考えられる。またさらに所得稼得後、その所得が健康で文化的な生活を送る上で必要不可欠な所得であるか否かという点に着目していることにも合理性があるといえよう。

2 人的要素・物的要素

人的要素は、取引の背後事情を考慮した上で所得分類が決定されるものであり、物的要素は、取引のみで所得分類が決定される。

この分類は、取引のみを抽出して所得の種類が決定する場合と、その取引の結果、所得稼得者の職業、規模、金額の大小等によって、所得分類が変わる場合の2つに分かれる。この分類基準は、物的要素は取引の対象物、人的要素は取引に加えて納税義務者の個人的事情等を対象とすることを出発点としている。

そして、この分類基準は、ある発生した所得を分類する場合、発生した所得に人的事情を考慮すべきか、あるいは取引のみを抽出して、その他の事情を考慮せずに分類するののかという視点に着目している。つまり、取引における納税義務者の選択意思性に着目したものであり、所得が稼得に背後事情によって所得分類が変動するか否かに基づくものである。

3 期間別分類

所得税の納税義務は、暦年の終了時に成立する（国税通則法（以下、たんに「税通」という）15条1項）ことから、所得の（全部の）計算は人為的な期間で区切られている。ここでの期間

的区切りとは、所得課税にかかる時間的区切りをさし、所得税が課税年度を人為的に区切ることによって³⁰⁾、課税標準の算定を定期的に行うことを可能としている³¹⁾。

期間別分類は、所得税法施行令（以下、たんに「所法令」という）198条に基づいた基準であり、所得稼得の回帰性に着目したものである。所法令198条は、所法69条第1項（損益通算）の政令で定める順序による控除は、次に定めるところによるとして、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得および雑所得を経常所得として定めている。そもそも経常とは、「一定の状態で継続して変わらないこと」であり、ここから上記の各所得は、每期継続して発生していると考えられることができる。一方、譲渡所得、一時所得、山林所得および退職所得はそれ以外の所得となる³²⁾。この分類基準は、所得が回帰的に派生するか否かに着目している。

4 プライマリーインカム・セカンダリーインカム

所得が納税義務者の所得稼得において、納税義務者の消費生活にどの程度重要であるかにより、また、どの段階で稼得されたかということによって、プライマリーインカム（Primary income）とセカンダリーインカム（Secondary income）に分類することができる³³⁾。

この分類は、所得稼得の対象物（あるいは人）ではなく、個人の納税義務者における所得稼得の順序とでもいうべきであり、稼得する所得を段階的に分類しようというものである。

例えば、給与所得者が稼得する所得を想定すると、給与所得者が得る収入は、ほぼ100%勤務先からの給与（賞与を含む）などである。給与所得者は、給与を受け取る際に、所得税、住民税などの税、および社会保険料などを差し引かれ、収入という形でグロスインカムが入ってくる。そして年末調整、あるいは確定申告において給与所得控除額を控除し、さらに所得控除を差し引き、課税所得金額に税率を適用して税額を算出する。すなわち、給与所得者の第一段階の所得稼得は給与所得となる。そして、給与所得から税金等を差し引いた後の可処分所得で日常生活（個人の消費活動）を営む。可処分所得を消費に使うのか、あるいは投資、貯蓄に使うのかは、各人の自由意思による。仮に可処分所得を投資あるいは貯蓄とした場合、利子所得、配当所得、譲渡所得という所得でリターン（収入）が生じる。これが第二段階の所得稼得である。

つまり、プライマリーインカムは生活の糧であり、セカンダリーインカムは、余剰資産によるリターンであるから担税力の質的差異は、プライマリーインカムのほうが高いということになる。

このように、個人の納税義務者に入ってくる所得を段階的に分類すると、第一段階をプライマリーインカム、第二段階をセカンダリーインカムととらえることができ、その所得が納税義務者にとって最初の段階の収入であるのか、あるいは可処分所得後の段階の収入であるのか、すなわち、所得の稼得順序の主従関係によって、担税力の質的差異は変動する。

5 小括

上記でみたように、所得分類は整然と分類されているように思われるが、しかし総合的に判断した場合、それぞれの基準によって各種所得の担税力は異なる。

例えば、譲渡所得は資産の譲渡による所得（所法33条1項）であるから、源泉別にみると資

産性所得となり、担税力は強い。ところが、資産の譲渡は、回帰的に生ずるものではないから、期間別分類によると担税力は弱くなる。また、譲渡所得はセカンダリーインカムに該当するから、期間別分類同様、担税力は弱い。ただし、要素別に分類すると、譲渡所得は、人的要素、物的要素のどちらによっても生ずる所得であるから、どちらかに分類することはできない。このように譲渡所得は、分類基準によって担税力の強弱が異なる。

一方、利子所得および配当所得は、どの分類基準をとっても担税力は強く、給与所得および事業所得は、ほぼ一貫して担税力が低いとされている。

V 結びに代えて

上記では、さまざまな分類基準において担税力の強弱について検討してきたが、これらの分類基準について総合所得税の側面から考察した場合、所得を分類していることによって、すでに総合所得税から乖離している。そうすると、包括的所得概念をベースとした総合所得税制度を目標とする現行制度は包括的ではないということになる。つまり、たとえ所得を包括的に分類するといっても、上述したようなアドホックな分類基準によれば、その分類には限界が生じることになる。特に金額が少額であることや、生活用資産とのボーダーが曖昧である所得を正確に把握し、課税することは困難であると思われる。また仮に、包括的に所得を分類したとしても、各種所得の範囲および把握時期を誤って捕捉すると正確な担税力の質的差異に応じた所得課税、および源泉を考慮しない担税力の大きさに応じた所得課税を求めることはできない。

他方、分類所得税の側面から考察した場合、所得を分類しているものの、反復継続的な所得に加えて、一時的、偶発的な所得を把握し分類していることから、本来の分類所得税から乖離している。とりわけ雑所得は、他の所得に該当しない所得をまとめる所得であるため、さまざまな源泉から生じる所得が含まれている³⁴⁾。したがって現行の10種類の所得分類は、制限的所得概念をベースとし、担税力の質的差異に応じた分類所得と、包括的に把握し、源泉を考慮しない担税力の大きさに応じた分類所得が混在することになる。

このように2つの所得類型からみた場合、所得分類は、総合所得税および分類所得税のどちらにも合致せず、しかも分類基準に統一性がないために、担税力を正確に把握することができていない。なぜなら、総合所得税の欠陥を分類所得税で、分類所得税の欠陥を総合所得税で補おうとしているからである。それゆえに、各所得類型の欠点を他方の所得類型で補おうとしているため、どちらの制度も引き継いでいないという結果となっている³⁵⁾。しかしながら、沿革上また便宜上、所得分類が日本の制度慣習により根付いている以上、所得分類は必要不可欠であり、どちらか一方の制度のみを採用することは望ましいとはいえない。現行制度が、総合所得税を建前としている以上、分類された所得はまとめられなければならない。

上記で検討した結果として、どのような分類基準を用いたとしても、一時所得および雑所得は分類することができないということである。

まず、一時所得³⁶⁾は、源泉別分類では、どの性質にも重なるため分類することができず、人的要素・物的要素においても、どちらの要素も含まれていることから、どちらかの要素に分類す

ることは妥当ではない。なお、期間別分類では、回帰的ではない所得に含まれる。所得稼得の発生可能性においては、一時所得が主たる収入であり、納税義務者にとって最初の所得稼得になることは考えられないから、セカンダリーインカムとなる。

次に、雑所得は、その性質が他の9種類のいずれにも該当しない所得と定義づけられており、その内実は種々雑多であることから、いずれの分類基準であっても分類することができない³⁷⁾。

このほか、分類された各種所得は、多元的な分類基準によって担税力の質的差異が異なるということ、所得分類によって、各種所得に担税力の質的差異を見いだすという現状において、多元的に分類したために各種所得、およびそれぞれの担税力の質的差異が確実に把握されているのかということも問題となろう。

所得は多元的な分類基準によって分類されており、そこから生じる疑問として、所得が一元的に分類されていないのであれば、多元的な分類によって、担税力を捕捉しやすい箇所を端的に取り出して分類していると考えることができる。すなわち、各種の基準がアドホックな側面を有しているため、分類基準によって把握に限界が生じるのではないかということである³⁸⁾。これらの点については今後さらに研究を深める必要があるものと思われる。

以上

注

- 1) 本論文は、博士学位論文「損益通算制度に関する理論的検討－課税と控除の視座から－」の第二章「所得課税に関する研究」について加筆修正したものである。

博士学位論文の問題提起の発端は、現行所得税制度が、分類所得税および総合所得税の二本建てになっており、損益通算はその両制度をつなぐ役割を担っているにもかかわらず、現実にはそれが役割を果たしていないという点に着目した。そこで、損益通算が、分類所得税と総合所得税をつなぐツールとしての機能を回復し、担税力の質的差異、および源泉を考慮しない担税力の大きさの調整を図るためのモデル構築を行った。

具体的には、新しい損益通算の枠組みとして、すべての所得を損益通算の対象としながら、雑所得のマイナスの損失金額を他の所得金額と通算することができる立法的改正を行った。

- 2) なお、担税力については、北野教授が著書（北野弘久『税法学原論』139-143頁（青林書院、第4版、2000））の中で、憲法の応能負担原則からの要請により、「質的担税力」および「量的担税力」という用語を用いておられるが、本論文では、「所得源泉に応じた質的差異」および「源泉を考慮しない担税力の大きさ」という用語に統一する。

- 3) 岡村教授は、

「…、所得分類には、取引だけを見ていわば物的に行える場合と、納税者の人的事情を観察しなければならない場合とがある。これは、所得分類を行う観点の次元が異なっていることを意味する。10種類の所得種類は、同一平面上に並置されているわけではない。パイは、三次元的に入り組んだ切り分け方をされているのである。こうした観点の異なる所得分類は、当然、錯綜し衝突する。」（岡村忠

生「所得分類論」『所得税の理論と課題』51頁（税務経理協会、二訂版、2001）。

と述べておられ、さらに、「日本の所得税法の所得分類は、必ずしも一貫性のある判断を行っているとはいえないであろう。」として、判断基準の不明瞭さについて指摘しておられる（岡村・前掲注（3）53頁）。つまり、所得分類はいくつかの基準があり、その基準いかんによって齟齬が生じる部分があると指摘しておられる。

4) 金子教授は、

「所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、利子所得ないし雑所得の10種類に分類している。これは各種所得の金額の計算においてそれぞれの担税力の相違を加味しようという考慮に基づくものであって、分類所得税の一つの名残りであるが、しかし他方で、所得税法は、原則として各種所得の金額を合算し、それに一本の税率表を適用することとしているから、わが国の制度は基本的には総合所得税であるといつてよい。」

と述べておられる。つまり、現行制度は総合所得税を中心としており、分類所得税は、歴史的沿革から補足的に残されたものとしている（金子宏『租税法』168頁参照（弘文堂、第14版、2009））。

5) なお、利子所得、配当所得の一部、山林所得、退職所得および譲渡所得の一部については、他の所得と合算せず、分離して課税している（分離課税）。これらの措置は、一定の政策の観点から、特定の種類の所得に対して適用される税率や所得控除の金額を調整して、租税負担の過重または緩和を図るものである。

6) 金子・前掲注（4）168頁。

7) 佐藤教授は、「普通は、現行所得税法が、このように、一時的・偶発的な所得も「所得」であり、また、きちんと区別されていない所得も全部「所得」であるという作りを持っているところから、包括的所得概念が採用されている、と理解することになっています。」と述べておられる（佐藤英明『スタンダード所得税法』5頁（弘文堂、2009年））。

8) 総合所得税主義の立場をとりながら、所得を源泉別に分類している理由は、所得によって担税力が異なるため、それぞれ所得ごとに異なる計算方法を定め、これを税額の面で反映させようと考えられる。すなわち、分類所得税のメリットを総合所得税の立場に用いたことになるが、結果として分類所得税は、いわゆる、課税の取り損ねと控除の範囲縮小という、シャープ勧告の提唱する考え方とは乖離することになる。

9) 田中教授は、

「総合所得税と分類所得税はその理念や制度の組み立てにおいて、常に対立的、二者択一的というものではない。第一に、現実には、税制の組み立てにおいて、分離課税と総合課税は並立しうる。」

としている（田中治「総合所得税と分類所得税」『税研』20巻4号27頁（2005））。

10) 昭和15年から昭和22年までの所得税制度は、分類所得税と総合所得税の二本建であった。これは課税公平のため、担税力を量と質の両側面からとらえたものである。

11) 金子教授は、現行制度において、所得が分類されている理由として、分類所得税の名残と述べておられる（金子・前掲注（4）168頁参照）。

しかしながら、担税力という観点から現行制度を考えた場合、分類所得税は担税力の質的差異を、総

合所得税は源泉を考慮しない担税力の大きさを顕著に表している。したがって、現行制度は、双方の担税力を融合させ取り入れていると考えられる。実際に昭和15年から昭和22年まで、この二つの制度は並立していたことから、現行制度においても並立は可能である。ただし、現行は一本の税率表を適用することから、総合所得税であるといわざるをえない。

- 12) 藤田教授は、各種所得の課税方法（分離課税および総合課税）の観点から、わが国の所得税は、総合所得税と分類所得税を組み合わせたハイブリッド・タックスであるとしている。そしてそれはまた、年金や帰属家賃の課税方式が支出税型であり、利子所得等の課税も減免されているという点からみれば、所得税と支出税のハイブリッド型であるということもできるとしている（藤田晴『所得税の基礎理論』38頁（中央経済社、1992））。
- 13) 現行制度が総合所得税を採用している建前から、所得を分類する以前に「観念できる包括的所得とは何か」ということを明確にしておかなければならない。すなわち、所得を包括的に把握し、その上で分類する必要がある。
- 14) 岡村教授は、包括的所得概念と所得分類の乖離を指摘された上で、分類された個々の取引が「所得」であるために純所得概念を用いて、包括的所得概念から切り離れた。これにより、所得は、主観的要素から引き離されることになる（岡村・前掲注(3)45-46頁）。
- 15) 「わが国では、戦前には制限的所得概念である所得源泉説をとり、課税の対象となる源泉が列挙されていた。しかし、シャープ勧告では、包括的所得概念を徹底的に強調した。シャープ勧告の影響で、所得税の課税対象は広がり、一時所得や譲渡益にも、一般的に課税するようになった。このように、一時的、偶発的な所得も課税の範囲に入る（傍点、越智）」（水野忠恒『租税法』138頁（有斐閣、第4版、2009））。
- 16) 「所得源泉説」と「純資産増加説」との差異は、譲渡所得など一時的、偶発的な所得を課税の対象とするかどうかにあると説明されている。現行制度は、双方の考え方の利点を取り入れた制度であると考えられるが、現実には、それがうまく機能していないために、制度そのものにひずみが生じている（植松守雄「所得税法の諸問題・1-所得の概念-」『税経セミナー』14巻2号16-17頁（1969））。
- 17) 所得分類は、シャープ勧告以前に、日本の制度に組み込まれていた。そのため総合所得税を採用している現在の制度においても、分類所得税の所得分類を踏襲し、残したものと考えられる。

昭和38年12月 所得税法及び法人税法の整備に関する答申（政府税制調査会「昭和35年12月 当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査会第一次答申）及びその審議の内容と経過の説明」7-8頁）では、制度の整備に関して、なお所得分類を残すことが、純資産増加説を発想とする総合所得税においても有用であるとしている。したがって、所得分類を残して現在まで引き継いだことは、分類所得税の名残りでなく、所得類型の沿革上、それを残すことが日本の所得税制度を構築する上で望ましかったと考えることができよう。
- 18) 注解所得税法研究会編『注解所得税法』170頁-174頁（大蔵財務協会、増補改訂版、1997）。
- 19) 個人の納税義務者の担税力を端的に表す税が所得税であると言われているが、それが必ずしも正確ではない点に注意する必要がある。担税力は所得の性質による差異の正確性とその評価方法という問題もあるからである。
- 20) 岡村教授は、

「…所得分類といっても、様々な方法や段階があり、課税方法の差異をどのように組み合わせるか、総合所得税との距離をどの程度取るかに関して、多様な選択が可能である。この点では、所得分類は優れた租税政策の手段である。」

として、計算方法、課税方法、所得分類、分類の基準等の組み合わせによって、担税力の質的差異に加えて、分類所得税および総合所得税の距離の取り方を調整できることが可能であることから、所得分類が政策の有用な手段として用いることができることを示唆しておられる（岡村・前掲注(3) 55頁）。

ただし、教授は、所得分類が租税政策の手段に有用であるとはいえ、政策目的との関連等を議論せずに所得を分類することは、税制を複雑化し、納税義務者の公平負担を著しく損なうと述べておられる。

- 21) 通説では、10種類の所得を勤労性所得、資産性所得、資産勤労結合所得の3種類に大別することができるが、このうち、資産性所得が最も担税力が大きく、勤労性所得が最も担税力が小さいため、資産性所得重課＝勤労性所得軽課の考え方をとっている。しかしながら、担税力の考慮という点において、資産性所得は各種の租税特別措置によって優遇されており、むしろ資産性所得軽課となっているため、当初の意図どおりに機能しているとは言い難い。
- 22) この他に考えられる問題点として、所得分類は担税力調整の観点から所得計算の入り口において、すでに所得を10種類に分類し、各人の所得稼得過程を所得計算に反映させ、これに一本の税率表を適用して一つの税額を算出する。そこで算出された各種の所得金額をまとめるための手続きが必要となる。ただし、分類された所得をただ合算すればよいというわけではなく、分類所得税の特徴である担税力の質的差異の合理的な対応を損なうことなく、総合所得税たる形式を保つためには、所得合算を行うときに調整が必要となる。ところが通説では所得の統合、すなわち、分類所得税から総合所得税へつなぐ手続きに言及していない。そのため各所得税制度における理論は論じられていても、最終的にそれを合算する手続き論について論じられていないために、両制度の関係性、および両立の可能性についての議論が抜けているのである。

筆者は、所得合算の手段としての損益通算に焦点を当て、博士学位論文「損益通算制度に関する理論的検討－課税と控除の視座から－」では、総合所得税および分類所得税をつなぐツールとしての損益通算が、機能不全に陥っていることに着目し、2つの異なる担税力を調整するための損益通算制度のあり方について言及した。すなわち、損益通算という技術的なツールから、課税標準算出段階における所得税のあり方と両所得類型の関係性を論じたのである。

23) 岡村・前掲注(3) 55頁。

24) 金子・前掲注(4) 178頁。

なお、金子教授は、本書の中で、資産勤労結合所得の担税力については触れていない。ただし、教授が「資産性所得が最も担税力が大きく、勤労性所得が最も担税力が小さい」と書かれておられる文面から、文理解釈上、資産勤労結合所得はその中間に位置すると考えられる。資産勤労結合所得は、資産性所得同様、各種の租税特別措置によって優遇され、また把握率が勤労性所得よりも低いことを鑑みると、資産勤労結合所得の担税力は、資産性所得の担税力に近いものであると思われる。

25) 水野・前掲注(15) 159頁参照。

26) 給与所得者の所得は勤労（労働）という人的な源泉によって得られるため、それが何らかの理由で途絶

えることが予想される。

例えば、会社が倒産する、あるいは解雇されるなどの雇用者側に原因がある場合、労働力は喪失される。または事故、病気、死亡などの給与所得者本人の人体的要因によっても労働力は喪失される。このように、給与所得者の所得は、その稼得に将来的な不安定要素を抱えており、それは限定的であると考えられる。

これに対し、資産性所得は、発生の源泉が預貯金、株式あるいは公債という物的な源泉によって得られるため、それらの所有者が健康で仕事に従事していようと、病気療養中であろうと、資産性所得の稼得に何ら影響を及ぼさない。

むしろ、資産を預け入れている金融機関の破綻、あるいは投資している会社が倒産し、投資した資本回収が不能となった場合は別である。つまり、所得の源泉が、物的要素の基づくものと人的要素に基づくものとは、所得稼得におけるリスクの大きさが異なってくるのである。

27) 給与所得者が労働の対価として得られる収入（労務提供）は、他人の指揮命令のもと、一定程度の時間的・空間的拘束（従属性）を受け、雇用関係の存否に関わらず、何らかの形で労務提供者と対価の支払者が存在する（非対価性）。そのため、給与所得者は、所得を得るために会社から通勤可能な範囲内に居住しなければならず、場所的制限－居住地の制限－を受けることになる。

28) 給与所得者は定年を迎えれば会社を退職しなければならず、収入が途絶えてしまう。そのため、給与所得者の得る所得は時間的制限－所得を稼得する期間の制限－を受けることになる。また、給与所得者は、将来に備えて可処分所得を強制的に貯蓄せざるを得ず、自由に所得を消費することができない。

これに対して、資産性所得は、上記のような制限を受けることがなく、人的な要素とは無関係に、自分の手から離れ長期的に安定した収入を得ることができる。

29) 勤労性所得を代表的する所得が給与所得、資産性所得を代表的する所得が利子および配当所得である。

30) 今日の企業は、その経済活動を永続的に営むことを前提としている（継続企業、またはゴーイングコンサーンの公準）。この場合、外部の利害関係者に対して、当該企業についての会計情報をタイミングよく伝達するためには、永続的な企業活動を適当な期間に区切って把握することが必要である。

会計期間の公準とは、会計情報の適時性を確保するため、継続する企業活動を人為的に区切って一定期間を設定し、この期間を単位として会計計算を行うべきであるという公準である。このように企業会計の計算構造における、いわば時間的限定をなす公準が会計期間の公準である（加古宜士『財務会計概論』7-8頁（中央経済社、1996））。

したがって、企業会計は、その継続企業の活動を1年ごと、または半年ごとの会計期間に区切って行われるという前提条件の上に成り立っている。このように会計学では、実際的な必要性から期間を区切っており、これは企業の期間損益計算のため、租税徴収のため、課税所得計算のために有用な手段であるといえる。

31) 中里教授は、所得課税における時間的区切りの人為性について、会計学上の会計期間の公準という考え方について述べた後、所得税の側面から期間の人為性について、政府は定期的に資金を必要とするために、継続的に税収をあげる必要があり、そのために所得税・法人税は定期的に徴収されると、租税徴収の観点から述べておられる（中里実「所得概念と時間－課税のタイミングの観点から－」金子宏編『所

得課税の研究』132頁（有斐閣、1991）。

- 32) しかし、所法令 198 条には、経常所得との定義があっても、それ以外の所得について明確な用語の定義が存在しない。一般的には、経常の反意語として「臨時」が用いられるが、法令においてそのような用語は用いられていない。
- 33) 政府税制調査会では、納税義務者が営む生活において、どの段階で所得を稼得したかによって所得を分類している。筆者は、これをプライマリーインカムおよびセカンダリーインカムとして本文で論じている。（税制調査会「第 7 回金融小委員会（16.4.20）議事録」1 頁（<http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>）。
- なお、[平 16.4.20 金融小 7-1] 資料 1 頁に「資産減失について－基本的な所得税の考え方－」として、プライマリーインカムおよびセカンダリーインカムについての図式が掲載されている。これによると、プライマリーインカムは、給料・年金・不動産収入…等であり、セカンダリーインカムは税引き後の所得で生活して発生した所得として、「実現した貯蓄・投資のリターン」としている。
- 34) これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、またそれぞれの態様に応じた課税方法を定めるためとされている（金子・前掲注（4）178 頁）。
- 35) 田中教授は、分類所得税を総合所得税の補完的立場および総合所得税の抑制的立場から述べておられる。すなわち、分類所得税は所得源泉の担税力の差異に着目するものであるから、実質的な課税の公平のためには、納税者の総体としての担税力に加えて所得源泉の担税力が必要であり、それゆえに分類所得税が総合所得税を補完しているのである。また課税公平の観点、あるいは課税ベース拡大の観点から、分類所得税は、課税における垂直的公平を目指す総合所得税を抑制し、水平的公平を確保するための役割を示しているのである（田中・前掲注（9）27-28 頁参照）。
- 36) 戦前は、いわゆる所得源泉説により原則として経常的、反復的な所得のみを対象としており、営利の事業に属なさい一時の所得は常に一貫して課税外におかれてきた。しかし、山林所得、退職所得および譲渡所得が、順次所得税中に統合されたことにより、漸次一時的、偶発的所得をもこれを対象とする方向へ進んできた。昭和 22 年に課税範囲は著しく拡大され、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一切の一時の所得をも課税対象に取り入れられた。一時所得といえども担税力がないわけではなく、むしろ他の所得との権衡を図り総合課税を徹底する意味からすれば、一時所得を非課税とする理由はないものと考えられたからである（武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法 [3] 2632 頁（第一法規出版、加除式））。

以上のような理由から一時所得は、分類所得税の形態を残しつつ、包括的に所得を把握したことから、課税の対象とされた所得である。それゆえに、一時所得は、制限的所得概念の考え方をベースとする分類所得税に馴化していない。一時所得を課税の対象とすることによって、分類所得税の要素を残している所得分類において、総合所得税たらしめている部分があることは否定できない。一時所得は雑所得を除くそれ以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を持たない（所法 34 条 1 項）という性質と、制限的所得概念の考え方は矛盾する。本論文では一時所得についての論述はここまで留めておくが、今後の

検討課題といえよう。

37) なお、期間別分類は所法令 198 条に基づいていることから、それに照らし合わせると経常的所得に該当する。

38) つまり、現行制度は、純資産増加説の考え方をベースとした、総合所得税を採用する場合においても、総ての源泉からの所得を課税対象とし、所得源泉の多様性に鑑みて分類しているが、把握し切れていない所得が存在するのではないかと考える。なぜなら、所得はさまざまな分類基準によって把握されており、それが一元的ではないことから、多元的な分類によって把握の正確性を異にするからである。

ただし、このような分類基準は、源泉を考慮しない担税力の大きさに応じた所得課税において相反するものとなる。なぜなら、担税力の質的差異に応じた所得課税をより確実に体现することにより、源泉を考慮しない担税力の大きさに応じた所得課税を求めることはできないからである。つまり、現行制度は、必ずしも双方の制度の考え方のベースとなる所得概念を継承していないのである。